# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
15	五條市後期高齢者医療関連事務	基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、後期高齢者医療関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療関連事務では、事務の一部を外部委託先に委託しているが、委託先による情報への不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

五條市長

#### 公表日

令和7年10月21日

[令和7年5月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報 					
1. 特定個人情報ファイルを	取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齡者医療関連事務				
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び奈良県後期高齢者医療広域連合規約により、 ①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ②被保険者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の引渡し ③並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付 ④保険料に関する申請の受付収納 こ付随する事務等を行う。				
③システムの名称	後期高齢者医療システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ				
2. 特定個人情報ファイル名					
後期高齢者医療情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法19条第8号 別表第2の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,83,87,93及び97の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条及び第49条 (情報照会) 番号法19条第8号 別表第2の82の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条				
5. 評価実施機関における	<b>旦当部署</b> 				
①部署	すこやか市民部 保険年金課				
②所属長の役職名	保険年金課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・言	J正·利用停止請求				
請求先	五條市(すこやか市民部 保険年金課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)				
8. 特定個人情報ファイルの	)取扱いに関する問合せ (1985年)				
連絡先	五條市(すこやか市民部 保険年金課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)				
9. 規則第9条第2項の適用	- [ ]適用した				
適用した理由					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	4年4月1日 時点			
2. 取扱者数	女					
特定個人情報	般ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	4年4月1日 時点			
3. 重大事故	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書	1		<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価	- 書及び 書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	・機関について	は、それぞれ重点	項目評価書又は	は全項目評価書において、	リスク対	策の詳細が記載され
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネット	ワークシステムを	を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託	Ħ.			I	]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報排	是供ネットワークシス	ステムを通じた扱	是供を除く。)	1	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	続	1	]接続しない(入手)	Ι	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			I	]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・申請書に記載された個人番号及び本人情報の入力のダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。				

9. 監	查				
実施の	有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 彼	<b>業者に対する教育・</b> 啓	各発			
従業者	た対する教育・啓発	[ 十分に行っている	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最	も優先度が高いと考え	えられる対策	[ ]:	全項目評価又は重点項目評価を写	に施する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	<ul><li>3) 権限のない者によっ</li><li>4) 委託先における不正</li><li>5) 不正な提供・移転が</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li><li>7) 情報提供ネットワーク</li></ul>	われるリスクへの対策 ナ、事務に必要のない情まって不正に使用されるリス Eな使用等のリスクへの対 が行われるリスクへの対策・クシステムを通じて目的が クシステムを通じて不正が えい・滅失・毀損リスクへの	級との紐付けが行われるリスクへの対象 クへの対策 対策 〔〈委託や情報提供ネットワークシステムを通じた規 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対	†策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	行う。	、特定個人情報が記録さ	保管することを徹底する。 れた書類等が混入していないか、複数 には、廃棄した記録を保存すること。	人による確認を

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	·番号法第9条第1項 別表第一項番59	・番号法第9条第1項 別表第1の59の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	•番号法別表第二項番80,82,83	(情報照会) 番号法19条第7号 別表第2の82の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条 (情報提供) ・番号法19条第7号 別表第2の 1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,83,87,93及び97の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条及び第49条	事後	
平成28年2月1日	5. 評価実施機関における担当 部署	保険課長 稲次裕美	保険課長 上田喜輝	事後	
平成28年2月1日	Ⅱしきい判断項目 1. 対象人数 集計時点	平成26年11月1日時点	平成28年2月1日時点	事後	
业 成 20 年 2 日 1 日 I	Ⅱしきい判断項目 2. 取扱者数 集計時点	平成26年11月1日時点	平成28年2月1日時点	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う <u>事務③システムの名称</u>	国民健康保険(資格)システム・国民健康保険 (給付)システム・中間サーバー	後期高齢者医療システム、滞納管理システム、 団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税賦課・徴収ファイル	後期高齢者医療情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	テムによる情報連携 ②法令上の根拠	及び97の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び5条第10条第20条第20条第20条第20条第20条第20条第20条第20条第20条第2	(情報提供) ・番号法19条第7号 別表第2の 1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,83,87,93 及び97の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第19条,第20条,第25条,第33条,第43条,第44条,第46条及び第49条(情報照会) 番号法19条第7号 別表第2の82の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当 部署	保険課長 上田喜輝	保険課長 田中加代	事後	
平成29年6月1日	Ⅲしきい判断項目 1.対象人数 集計時点	平成28年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月1日	IIしきい判断項目 2. 取扱者数 集計時点	平成28年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年4月1日		平成29年6月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ,2.取扱者数 いつ時点の 係数か	平成29年6月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,5、②所属長	保険課長 田中加代	保険課長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
令和2年4月1日	係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	I,7.請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I,8.連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	Ⅱ,1.対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,4,②法令上の根拠	·番号法第19条第7号	·番号法第19条第8号	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	I,5,①部署	五條市すこやか市民部保険課	五條市すこやか市民部保険年金課	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	I,5,②所属長の役職名	保険課長	保険年金課長	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	I , 7. 請求先	すこやか市民部保険課	すこやか市民部保険年金課	事後	重要な変更に該当しない。
	I , 8. 連絡先	すこやか市民部保険課	すこやか市民部保険年金課	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。